

評議員選定委員会運営規程

制定 平成23年11月 9日

改正 平成25年 6月20日

(趣旨)

第1条 この規程は、公益財団法人平塚市まちづくり財団定款（平成23年4月9日施行）第11条第10項の規定に基づき、評議員選定委員会（以下「選定委員会」という。）の運営について、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 公益財団法人平塚市まちづくり財団（以下「財団」という。）の選定委員会は、評議員の選任及び解任を行う。

(選定委員会の構成等)

第3条 選定委員会の委員（以下、「委員」という）の構成は、評議員から1人、監事から1人、事務局員から1人、外部委員2人の合計5人とし、理事会が選任する。

2 選定委員会の外部委員は、次のいずれにも該当しない者を理事会において選任する。

- (1) 財団又は関連団体（主要な取引先及び重要な利害関係を有する団体を含む。）の業務を執行する者又は使用人
- (2) 過去に前号に規定する者となったことがある者
- (3) 前2号に該当する者の配偶者、3親等内の親族、職員（過去に職員となった者も含む。）

3 委員会に議長を置き、委員の互選によりこれを定める。

(委員の任期及び改選)

第4条 委員の任期は、選任後評議員の改選の前日までとする。

2 委員の改選に当たっては、この規程に従い、理事会において新たに委員を選任する。ただし、再任を妨げない。

(委員に欠員が出た場合の措置)

第5条 委員が欠けた場合には、速やかに、第3条の規定に基づいて、新たな委員を選任しなければならない。

(委員の解任)

第6条 委員が次のいずれかに該当するときは、選定委員会の決議によって、その委員を解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(評議員候補者の推薦)

第7条 選定委員会に提出する評議員候補者は、理事会又は評議員会がそれぞれ推薦することができる。

2 前項の推薦は、推薦状を理事長に提出することにより行う。

3 選定委員会は、評議員の定数を欠くこととなるときに備えて、補欠の評議員を選任することができる。補欠の評議員の任期は、任期の満了前に退任した評議員の任期の満了する時までとする。

4 前項の場合には、選定委員会は、次に掲げる事項を併せて決定しなければならない。

- (1) 当該候補者が補欠の評議員である旨
- (2) 当該候補者を1人又は2人以上の特定の評議員の補欠の評議員として選任するときは、その旨及び当該特定の評議員の氏名
- (3) 同一の評議員（2人以上の評議員の補欠として選任した場合にあっては、当該2人以上の評議員）につき2人以上の補欠の評議員を選任するときは、当該補欠の評議員相互間の優先順位

5 第3項の補欠の評議員の選任に係る決議は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで、その効力を有する。

(議長)

第8条 選定委員会に議長を置き、委員の互選により選任した1人とする。

(招集及び情報提供)

第9条 選定委員会は、理事長が招集する。

2 理事長は、選定委員会に対し、次の情報を提供する。

(1) 前条の規定に基づき提出された推薦状

(2) 評議員候補者の氏名及び経歴、選定理由、財団及び役員等(理事、監事、評議員)との関係、兼職状況その他の評議員候補者に関する情報

(3) 評議員会の権限

(4) 評議員の欠格事由その他の評議員に関する法令及び定款の規定の内容

(招集通知)

第10条 選定委員会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の1週間前までに、各委員に対して通知しなければならない。

2 理事長は、前項の書面による通知に代えて、委員の承諾を得た電磁的方法により通知することができる。

3 前2項の規定にかかわらず、委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく選定委員会を開催することができる。

(評議員の選任決議方法)

第11条 選定委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の1人以上が出席し、かつ、外部委員の1人以上が賛成することを要する。

2 前項前段の規定にかかわらず、第6条に規定する評議員の解任及びこの規程の改廃については、出席委員の3分の2以上をもって行わなければならない。

(議事録)

第12条 選定委員会は、議事終了後速やかに、議事録を作成し、議長及び出席した委員全員が記名押印し、これを理事会に提出しなければならない。

(事務局)

第13条 委員会の事務局は、財団の総務施設課がこれに当たる。

(委任)

第14条 この規程に定めるもののほか、選定委員会の運営について必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年6月28日から施行する。